

日本共産党大津市会報告

2011年7月号

ご意見・ご要望お寄せください。

Eメールアドレス: info@otsu-jcp.net



メールはこちら

2011年7月 発行:日本共産党大津市会議員団

〒520-8575 大津市御陵町3-1大津市役所内 ☎・FAX.077-524-5613

安心してくらしさせる大津のまぢぶくらしを

市議会選挙後初の5月市議会定例会が開かれ、党市議団は、6名全員が公約実現、暮らしを守る市政へ質問・議案提案などを行いました。市が提出した議案では、子育て支援センターなどを民間へ指定管理させる条例や行政委員等の報酬のあり方を審議会で検討する議案などが出され、可決されました。日本共産党が提出した議員報酬2割カットの議案や原発からの撤退を求める意見書などは、3会派の賛成があったものの否決されました。

市営住宅の火災警報器の設置は、市民のいのちを守る市の責任で



●黄野瀬明子市議

住宅用火災警報器の設置が義務づけ

全国で火災による死亡者の57%が65歳以上の高齢者で、死亡原因の63%は逃げ遅れにあり、そのため、消防法で、新築住宅では2006年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけとなりました。既存住宅は、大津市火災予防条例で2011年6月1日までに、設置が義務づけされましたが、設置期限が過ぎてても、設置率は64%(6/7発表:大



▲質問に立つ黄野瀬議員

津市に留まっています。

同条例では『住宅用防災機器の設置は、住宅の所有者、管理者または占有者のいずれかが設置するもの』とされているにも関わらず、市営住宅については占有者(入居者)に設置義務があるとしています。

しかし、市営住宅は、高齢者や障がい者の方が多く入居されており、設置方法や機器の交換・管理の難しさに加え、数カ所に設置が必要な機器の費用負担は生活を圧迫することになります。これらのことから市の責任で設置することを求めている。市営住宅に入居されている住民を中心に、要望書が市長に提出されました。

他の自治体では行政が設置

滋賀県は、県営住宅での設置を占有者に任せておけば、罰則がな

いたために、未設置の世帯が残り、設置状況を把握することも現実には困難と判断し、公費で設置しています。また、長浜市では、死亡事故につながる恐れがあり、条例を推進する立場にある行政が、モデルケースになるべきとの判断を示しており、草津市や彦根市など他の自治体でも、住民の安全を守るのには行政の責任と判断しています。

黄野瀬明子市議は、他の自治体のように、住民のいのちを守るのには行政の責任であり、大津市の責任で設置することを求めました。

自己責任の押し付けやめ、市民のいのちを守る市の責任を

市は「自助の範囲」にあたるとして、設置の責任を入居者に押しつけていますが、条例では「所有者・管理者・占有者の3者の協議」によるとしており、民間の賃貸住宅でも貸主の責任で火災報知器の設置を行うことが当然とされています。

市営住宅に入居している市民の安全と命に責任を負う自治体として、所有者・管理者としての責任を果たすとともに、条例施行者として、設置率を向上させる責任を果たすべきです。引きつづき大津市の対応の改善を求めていきたいと思えます。

議員報酬2割カットで被災者支援・市民福祉へ

— 共産党議員団が提案 —

5月議会閉会日、塚本正弘市議は共産党市議団を代表して今年度議員報酬を2割カットする提案を行いました。約5千万円の削減額を、市が行う被災者支援・復興の財源や生活困難が増大している市民福祉の向上に当てることがなどを提案。清正会の議員からの提案の根拠を問う質問に対して、昨年の市民所得が98年に比べて14%も減少していることをあげ、7月

以降の報酬2割カットがこの減少率に相当することを指摘して、賛同を求めました。

この提案には4会派が賛同しましたが、自民・民主・公明系の諸会派が反対し、否決されました。今年度は報酬額を検討する審議会への開催も予定されていますが、市民生活の実情から議員が自ら減額の判断をすることは当然のことです。



●塚本正弘市議

国保料一人平均5千円引き下げが実現!

高すぎる国保料が払えない人、滞納する人が増え続けています。日本共産党大津市会議員団は、毎年「大津市の国保をよくする会」の皆さんと一緒に大津市との懇談を行い、国保料の引き下げを求めてきました。

そのなかで、昨年度は10億6400万円もの黒字決算となったこともあり、このうちの6億4000万円が保険料引き下げの財源に使われ、今年度の国保料は年間一人平均約5000円の引き下げとなりました。これは2月市議会で日本共産党が、一般会計からの繰り入れと国保会計の黒字分を取り崩して、国保料を一人1万円引き下げる修正提案を提出するなど、議会での論戦と世論の広がりが実を結んだ結果です。

しかしそれでもなお収入の1割を超える高い保険料です。引き続き、一般会計からの繰り入れ、国に対しての補助の増額を求めて、払える保険料へと引き下げに取り組みます。

国民健康保険料の値下げ額 (家族全員が40歳以上の世帯の例、単位:円)

所得 ※給与所得者の場合は、収入-各種控除		2010年度	2011年度	差
50万円	2人世帯	75,310	71,930	-3,380
	4人世帯	117,010	111,830	-5,180
150万円	2人世帯	244,410	234,330	-10,080
	4人世帯	288,690	276,810	-11,880
300万円	2人世帯	413,910	397,830	-16,080
	4人世帯	497,310	477,630	-19,680